

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人Future Center Alliance Japan（略称：「FCAJ」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は企業や官庁、自治体、大学、NPO等がイノベーションを創出・加速するための「場」すなわちフューチャーセンター、イノベーションセンター、リビングラボ等のイノベーション加速支援環境の構築と活用に資するアライアンス組織として、これらに関わるイノベーションの方法論の研究と普及、実践の推進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 研究会、研修会、ワークショップ等の企画、運営および管理
2. イノベーションモデルの実践支援、コンサルティングサービス
3. イノベーションテーマの調査および研究
4. 啓発活動に係る講演、セミナー、出版物等の企画、運営および管理
5. イノベーション加速支援環境の構築および連携等のプラットフォームサービスの企画、運営および管理
6. 知的財産の管理、運用および利用
7. その他上記目的を達するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

イノベーション加速支援環境もしくはそれに相当する場を運営または計画している企業や組織で、この法人の目的に賛同して入会した団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した団体

(3) 特別会員

この法人の目的に係る知見を有する学識者、有識者、専門家等で入会した個人

- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、理事2名以上からの推薦を得て別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の目的を達成するために、正会員は必要な経費として総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会開催の1週間前までに当該会員に除名の決議を目的とする総会の開催である旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡し、または解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事および監事の選任または解任
3. 理事および監事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散および残余財産の処分
7. その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会を毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 正会員は、総議決権の10分の1以上をもって、代表理事に対して、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会日より1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面または電磁的方法によって議決権を行使することを認める場合には、2週間前までに発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 1. 会員の除名

2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 この法人に、理事3名以上20名以内、監事2名以内を置く。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第20条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事および常務理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 代表理事に事故があるときは専務理事、専務理事にも事故があるときは常務理事が、法令またはこの定款で別に定める場合を除き、代表理事の権限を行使しその業務を代行する。

(監事の職務および権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事および監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは発言することができる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定

2. 理事の職務の執行の監督

3. 代表理事、専務理事および常務理事の選定および解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 監事は、理事に不正の行為もしくはそのおそれがあると認めるときまたは法令もしくはこの定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事会に報告するために理事会の招集を請求することができる。

4 理事会の招集は、開催の3日前（緊急の必要あるときは1日前）までに各理

事および監事に対してその通知を行う。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第96条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告および決算)

第32条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号および第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 貸借対照表
 3. 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 事務局

第38条 この法人に事務局を置く。事務局の組織および運営に関して必要な事項は理事会で定める。